

飢饉への備え

社会積穀の大意

一 土を司り、五穀を守り給う神を社神とも地神とも云う、その社神に五穀豊熟を祈りて祭る日を社日と云う、春秋両度ある也、春はその年の五穀成熟を祈りて祭り、秋は五穀豊熟の御礼を申し、これを社日と云う、倉は今の米蔵の事なり、春の社日にその年の五穀成熟を祈りて、先麥作悉く取り入れ初穂を社神へ備え候心得にて、路々少々宛も差し出し置く、これすなわち村寄穀にこれ有り候、初又年々社会元金の利潤をもつて、買穀致し候事也

(中略)

右社会積穀の大意は、一村一和の落合にこれ有り候得ば、万事に響き、亦もつて水久安民の基とも相成るべくに付き、日待等にて小前一統相集り候節は、村役人上にて絶えず読み聞かせ候様致すべき者也

社会積穀の大意



寛政十戊午年六月
 *積穀一穀物を蓄えること / 社日 春分・秋分に最も近い戌の日 / 小前二般の本百姓

前橋

郡奉行所

一 土と國穀と守給ふ神と社神も地神も云其社神、
 六穀豊熟と祈りて祭りと社日と春秋五穀なり也春分と秋分
 の六穀成熟と祈りて祭りと社日と春秋五穀なり也春分と秋分
 社日と云り其社神のたのみに建置をもつて倉公金の
 奉託の事也春の社日と其年の六穀成熟と祈りて祭りと社日と
 取入初穂と社神へ備へ候心得と路々少々宛も差し出し置く
 村寄穀者くは初又年々社会元金の利潤もつて買穀致し候事也

右社会積穀の大意と一村一和と落合にこれ有り候得ば、
 万事に響き水久安民の基とも相成り日待等にて小前
 一統相集り候節は、村役人上にて絶えず読み聞かせ候様致し候事也

寛政十戊午年六月
 前橋
 郡奉行所

この史料は本版で、寛政10年(1798)川越藩前橋郡奉行所が出したものです。当時、松平家は川越城に移転しており、前橋には陣屋がおかれ分領として支配されていました。幕府でも寛政の改革にともないこの社会積穀制度を奨励していました。社会とは、飢饉の対策あるいは生活に行き詰まった貧民への貸与を目的として、穀物を農民から出させ、倉に蓄えておくことやその制度のことです。前橋藩では、酒井家領時代の貞享2年(1685)からこの制度を始めています。

(参考資料)『群馬県史』通史編4 606~611頁